

ID: 309

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	行為の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例 第2条第1項
例 規 番 号	平成26年条例第41号
【根拠条文】 (許可を要する行為) 第2条 風致地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物等の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為で別表第1に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。 3 国、都道府県、市町村又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)その他のこれに準ずる機関で規則で定めるものが行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 【基準】 根拠条文、第3条及び第5条の規定による。 (適用除外) 第3条 別表第2に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 (許可の基準) 第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為が別表第3に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をするものとする。この場合において、市長が、同表に掲げる基準のうち特例基準に該当すると認めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。 2 第2条第1項の許可には都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、当該条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。 別表第1(第2条関係)	

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国、兵庫県若しくは市又は都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る建築物のその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが風致地区の種別ごとに別表第3に掲げる高さの限度を超えることとなるものを除く。)の当該建築物の新築、改築又は増築
- 5 移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるものの当該建築物の移転
- 6 次に掲げる建築物以外の工作物(以下「工作物」という。)の新築、改築、増築又は移転
 - (1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - (2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
 - (3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - (4) 前3号に掲げる工作物以外の工作物で新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- 7 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わない当該土地の形質の変更
- 8 次に掲げる木竹の伐採
 - (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (4) 仮植した木竹の伐採
 - (5) この表及び別表第2に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 9 第7項に掲げる土地の形質の変更と同程度の地形の変更を伴う土石類の採取
- 10 建築物等のうち屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するものの以外のものの色彩の変更
- 11 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 12 面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下である土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- 13 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (2) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 工作物のうち当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - オ ウに掲げる土地の形質の変更と同程度の地形の変更を伴う土石類の採取
 - カ 建築物等の色彩の変更で第10項に掲げる行為に該当しないもの
 - キ 高さが1.5メートルを超える土石、廃棄物又は再生資源の堆積
 - (3) 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。)又は有線一般放送(放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第2条第4号に規定する有線一般放送をいい、その全てが共同聴取業務であるものに限る。以下同じ。)の用に供する線路(その支持物を含む。以下同じ。)又

は空中線系でその高さが15メートル以下のものの新築(有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

(4) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転

イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

ウ 宅地の造成又は土地の開墾

エ 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

オ 水面の埋立て又は干拓

別表第2(第3条関係)

- 1 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。))又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。))の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。))、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 2 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。))の新設及び改築(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。))又は管理に係る行為
- 3 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 4 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 5 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る行為(前項に掲げる行為を除く。)
- 6 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。))に係る行為
- 7 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- 8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- 9 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設又は管理に係る行為
- 10 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- 11 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 12 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 13 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。))又は管理に係る行為
- 14 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあっては駅等の建設を除く。))又は管理に係る行為
- 15 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- 16 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 17 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為

18	航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
19	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
20	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされる施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
21	国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
22	認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
23	削除
24	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
25	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
26	ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
27	水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補充するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
28	道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為
29	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
30	兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項の規定により指定された指定有形文化財、同条例第27条第1項の規定により指定された指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
31	芦屋市文化財保護条例(平成元年芦屋市条例第7号)第5条第1項の規定により指定された芦屋市指定文化財の保存に係る行為
32	近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第4条の規定による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為
33	都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
34	自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は兵庫県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
35	鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為
標準処理期間	
5日(芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく建築物建築届と併せて申請した場合は16日)	
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年4月1日